



幹本
申2号

「2020年3月ダイヤ改正」に関する申し入れ団体交渉を行う!①

【盛岡新幹線運輸区（運転士）】

第1項 盛岡新幹線運輸区運転士行路は以下の通りとすること。

- ①泊行路の拘束時間を24時間以内とすること。
 - ・今回は、はやぶさの増発があり、行路内容の充実や効率的な運用を勘案している。
- ②517行路の708Cから3005Bの間合い時間を拡大すること。
 - ・間合いが拡大すれば拘束時間も拡大する。可能な範囲で引き続き検討していく。
- ③521行路の37Bから68Bの間合い時間を拡大すること。また、662Bから4103Bの間合い時間を確保すること。
 - ・列車ダイヤの制約もある中、総合的に判断して作成している。
- ④535-1行路の睡眠時間を拡大すること。
 - ・拘束時間、睡眠時間、食事時間のバランスを考えて行路を作成している。
- ⑤540行路の睡眠時間を拡大すること。
 - ・乗務割交番作成規程に基づき行路作成している。意見としては受け止める。

【仙台新幹線運輸区（運転士）】

第2項 仙台新幹線運輸区運転士行路は以下の通りとすること。

- ①泊行路の労働時間が15時間を超えないように労働時間を平準化すること。
 - ・行路は平準化され均等になっている認識。意見として受け止めるが、総合的に勘案したい。
- ②泊行路の拘束時間を24時間以内とすること。
 - ・明確な基準は設けられない。拘束時間の上限はないが、いたずらに延ばすつもりはない。
 - ・盛岡からも要求があった。強い意味があることは受け止めたい。

【上野新幹線第二運転所】

第3項 上野新幹線運輸区運転士行路は以下の通りとすること。

- ①リスク管理や異常時の対応を迅速に行うため標準数を維持すること。
 - ・検証交渉で定期行路にかがやきを入れる要求があったが、今回に反映できた。
- ②214行路の2316Cの高崎から大宮間での運転時分に余裕時分を付加すること。
 - ・現在の列車体系では困難である。可能な範囲で回復運転に努めていただいている認識はある。
- ③泊行路の勤務終了時間が13時を超えない行路作成を基本とすること。
 - ・何時までと制約を付けるのは難しい。意見は参考として受け止めたい。
- ④夕食を目的とした乗務の中断時間を60分以上確保すること。
 - ・規程の範囲内でより良い行路を作りたい。意見として受け止めたい。
- ⑤117-1行路の労働時間Aを14時間以内とすること。
 - ・規程に基づき作成するのは変わらないが、意見は受け止めたい。

居眠りの事象に対する
リスク管理のためにも
長時間乗務を解消すべきだ!